

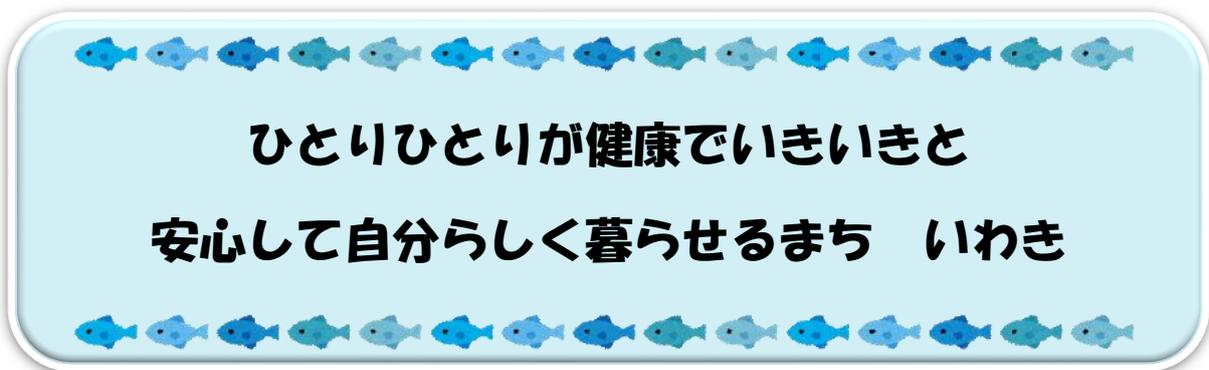
第4章 基本理念と取組みの方向性

1 基本理念

国では、本計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、令和7（2025）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22（2040）年を見据え、目標を設定し取組みを推進することが重要としています。

本市では、第7次計画以降、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進してきました。第9次となる本計画においても、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを受け継ぎながら深化・推進し、さらに令和22（2040）年を見据え、今後高齢者となる方たちも含めて、それぞれがより健康に生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、高齢者保健福祉の一層の向上に取り組んでいきます。

このような背景から、第9次計画の基本理念については、以下のように定めます。



「すべての高齢者は、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の理念を踏まえ、本市に暮らすすべての高齢者がより健康に安心して自分らしく暮らすことができることを目指します。

図表4-1-1 各対象に応じた取組みのイメージ

対象者	基本目標	取組み例
元気な高齢者	いつまでも元気で 生きがいを持ち、 その能力を活かし 社会に貢献できるまち	・健康の維持・増進 ・生きがいづくり、地域活動への参加促進 ・「支える側」としての活動参加促進
心身の健康に 不安のある高齢者 (要支援認定者等)	元気や活力を 取り戻すことができる 介護予防のまち	・健康の維持・増進(要介護状態となることの 予防) ・生きがいづくり、地域活動への参加促進 ・日常生活の支援
日常生活に支援の 必要な高齢者 (要介護認定者)	必要なサービス を利用しながら 住み慣れた地域で 暮らすことができるまち	・健康の維持・増進(要介護状態の改善) ・生きがいづくり、地域活動への参加促進 ・日常生活の支援 ・介護サービスの提供

※多様な主体や地域住民の協働による支え合い活動を推進していくため、高齢者以外の市民も、地域包括ケアシステムの構築に積極的に参加することが求められています。

2 将来を見据えた取組みについての考え

本市では、第7次計画及び、第8次計画の両期間において、将来を見据えた取組みのビジョンとして「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、高齢者の健康維持・増進と高齢者を支える体制づくりの取組みを展開し、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。市内における地域包括ケアシステムの構築については、一定の成果は得られていますが、地域ごとに特有の課題や取組み状況の差がみられます。

また、地域包括ケアシステム構築の実現には、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸が重要であり、これにより、本人のQOL（生活の質）の維持・向上はもとより、生涯現役社会の実現にもつながります。誰もがいつまでも心身ともに元気で活躍でき、自立した日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸のための取組みをさらに推進する必要があります。

さらに、令和22（2040）年も見据えた取組みを進めていくため、目指す将来像としての2つの考えを第8次計画より継承し、「2025年、2040年を見据えたビジョン」として掲げ、高齢者の生活を地域で支えるための持続可能な体制づくりを図ります。

（1）健康寿命の延伸

健康寿命の延伸は、国においても重点施策のひとつとしていますが、平均寿命と健康寿命の差や地域格差等が課題として挙げられています。心身の健康を維持し、生きがいを持っていつまでも楽しく地域で暮らしていくことは誰もが望む思いです。

本市では、市民が高齢期においても自立した日常生活を営むことができるよう、健康な生活に必要な機能の維持及び向上を図ることにより、「健康寿命の延伸」を目指します。

高齢者の豊かな知恵や豊富な知識、経験を活かした社会参加は、高齢者自身の生きがいにつながり、さらに地域の活性化にもつながります。高齢者がいつまでも元気で生きがいを持ち続けられるよう、「いきいきシニアボランティアポイント事業」の実施や「シルバーフェア」の開催等により、高齢者の社会参加機会の拡充を図ります。

また、早期に介護予防や重度化防止事業に取り組むことは、健康寿命の延伸により高い効果が見込まれるため、介護予防活動などの地域拠点となる「つどいの場」の拡充や、「いわき市シルバーリハビリ体操」などを通じた、介護予防活動に誰もが気軽に参加しやすい環境の整備により、地域に根ざした活動展開を図るとともに、介護予防と介護・医療・健（検）診等情報を活用し、各高齢者の心身の健康状態の特性に合わせた保健事業と一体的に取り組んでいきます。

さらに、健康づくりに対する意識醸成や生涯にわたる健康づくりを目的とする計画である「健康いわき21」に位置付けた施策の推進に取り組んでいきます。

これらの取組みによって、多くの高齢者が心身ともに自立し、健康で住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、「健康寿命の延伸」に効果的な施策を展開していきます。

(2) いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進

今後も高齢化が進行していく中、令和7（2025）年には「団塊の世代」がすべて後期高齢者に、令和22（2040）年にはその子ども世代である「団塊ジュニア世代」が65歳以上に到達することにより、日常生活において支援の必要な高齢者の更なる増加が予想されます。

令和22（2040）年を見据えた高齢者の社会保障体制の構築がますます重要となるこのような状況に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、高齢者一人ひとりが安心して自分らしく暮らせるよう、日常生活に支援が必要となった高齢者を支えるサービスの充実と併せ、地域すべてが協働して支え合いながら暮らすことができる体制整備が必要であるため、地域の実情に応じた「いわき市地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があります。

また、地域包括ケアシステムは、制度や分野の枠、支える側・支えられる側という従来の垣根を超え、高齢者や障がい者、子ども等、すべての住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく包摂的社会である「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

このため、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備や、地域住民が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりに一体的に取り組むことで、「地域共生社会」の実現を目指すものとします。

3 取組みの視点

本計画では、「2025年、2040年を見据えたビジョン」として、第8次計画から発展的に継承する「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指して再編した8つの視点に基づく取組みを行います。また、頻発する大規模自然災害や新たな感染症の蔓延などの環境の変化を鑑みて、「災害や感染症対策に係る体制整備」を新たな取組みの視点として追加します。

図表4-3-1 基本理念と取組みの関係イメージ



(1) 9つの取組みの視点

1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実

単身高齢者・高齢者のみ世帯が増加する中、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を見据え、地域包括ケアシステムの推進等に取り組みます。また、家族や周囲の人たちが、本人の意思を理解し、そのための心構えを持つとともに、本人やその家族らが抱える不安、悩みに対応すべく、その受け皿となる相談体制を充実させるほか、本市が目指す基本理念や取組み等が共有されるよう、様々な媒体を活用した情報発信を行います。

2 安心して暮らせる住まい環境の整備

生活の基盤（拠点）として必要な住まいを、地域のニーズに応じて適切に整備するとともに、高齢者の希望と経済力にかなった住まいを確保することで、日常生活に支援の必要な高齢者等が、必要な介護サービス等を利用しながら住み慣れた地域で暮らすことができるまちを目指します。

3 地域で支える仕組みづくりの推進

要支援者や要介護者などの生活支援が必要な高齢者のみならず、今後、多様な生活上の困りごとを抱える可能性の高い単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が大きな割合を占めていくことを踏まえ、公的サービスの充実を図るほか、地域住民をはじめとする多様な主体による支え合い活動を充実させていく必要があります。

4 健康づくり・介護予防の推進

地域における健康づくり・介護予防の推進には、自助・互助といった住民主体の取組みの拡大・定着がまず重要であり、加えて共助・公助により各種取組みを支援・推進させていく必要があります。また、令和 22（2040）年を見据え、今後、高齢者となる人たちにも早い段階で取組みへの意識を高めてもらうなど、中長期的な視点を持って行うことが重要です。

5 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要となります。そのためには、趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場や、これまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動や就労等を通じて社会貢献できる場に積極的に参加することが有効です。これは、健康寿命の延伸のみならず、閉じこもりの防止にもつながるものと考えられます。

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年には、全国で約38万人の介護人材が不足するとの見通しが示され、介護人材確保対策は本市でも喫緊の課題となっています。介護人材は、「地域包括ケアシステム」の構築に最も重要な基盤のひとつであることから、量・質ともに安定的な人材を確保していく必要があります。また、ICTの活用や文書負担の軽減などによる介護現場の業務効率化の支援を強化する必要があります。

7 医療と介護の連携強化

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、包括的かつ継続的に在宅医療と介護を提供するための連携体制を構築していく必要があります。

8 認知症対策の推進

国において、令和7（2025）年には高齢者の5人に1人（全国で700万人）が認知症になると見込んでいます。これを受けて、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していくことを基本的な考え方とした「認知症施策推進大綱」が令和元（2019）年6月に閣議決定されました。

認知症対策は超高齢社会において喫緊の対応が求められる課題であり、より多くの市民に対し、認知症に対する正しい知識と理解を普及させ、予防、早期発見・早期対応につながる取組みを推進していく必要があります。

9 災害や感染症対策に係る体制整備

近年、全国的に自然災害による被害が増加しており、地震に加え、豪雨や台風による甚大な被害が頻繁に発生しています。さらに、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が国内のみならず世界で猛威をふるい、われわれの生活に多大な影響を与えています。

高齢者の生命を守るためには、要介護認定者など災害発生時に自力での避難が難しい方は、平時から災害への備えや地域の協力体制を構築しておく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする多くの感染症に対して、高齢者は重症化しやすいことから、県や介護サービス事業者等と連携し、情報の共有や予防に関する正しい知識の周知啓発など、感染症に対する備えの充実に努める必要があります。

(2) 計画の体系

視点	施策の方向性	事業名
1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	①相談体制の充実	地域包括支援センター運営事業
		自殺対策事業
		障害者相談支援事業
		精神保健福祉事業（心の健康づくり）
	②地域ケア会議の充実	地域ケア会議等事業
	③様々な媒体による 情報発信	つながる・いわき事業
		公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進 【ユニバーサルデザインひとづくり推進事業】
	④尊厳ある暮らしの支援	権利擁護支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		消費者教育推進事業
		消費者被害防止事業
		市民に対する一次・二次医療体制の啓発
		在宅医療出前講座（共催事業）の開催
合葬式墓地管理運営事業		
2 安心して暮らせる住まい環境の整備	①施設整備や待機状況の 解消に対する取組み	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備
		介護老人保健施設の整備
		介護医療院の整備
		特定施設入居者生活介護の整備
		サービス付き高齢者向け住宅の登録
		養護老人ホームの運営
		軽費老人ホームへの補助
		老人保護措置の実施
		老人短期入所運営事業
		高齢者緊急一時保護事業
		民間社会福祉施設整備利子補助金による助成
	②在宅生活の継続と 介護者支援	高齢者向け優良賃貸住宅助成事業
		高齢者住宅リフォーム給付事業
		住宅改修相談支援等事業
		高齢者住宅改造支援事業
		要介護老人介護手当の支給
		家族介護用品給付事業
		都市機能誘導施設等整備促進事業
	③地域に開かれた 介護施設の整備	地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

第4章 基本理念と取組みの方向性

視点	施策の方向性	事業名
3 地域で支える仕組みづくりの推進	①多様な主体によるサービスの創出	住民支え合い活動づくり事業
		共創型地域交通モデル事業
		地域共生社会まちづくり事業
	②公的なサービスの充実によるフレイルの予防	配食サービス事業
		老人日常生活用具給付事業
		訪問理美容サービス運営事業
		寝具乾燥消毒サービス事業
		緊急通報システム事業
		高齢者等救急医療情報キット配布事業
		避難行動要支援者避難支援事業
		はいかい高齢者等SOSネットワーク事業
		いわき見守りあんしんネット連絡会を通じた見守り・声かけ活動
		障害者相談支援事業 ※再掲
		住宅セーフティネット推進事業 ※再掲
4 健康づくり・介護予防の推進	①健康づくり・介護予防の推進	健康診査
		健康手帳の交付
		健康教育
		健康相談
		健診結果説明会
		訪問指導
		予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）
		結核予防事業
		いわき市健康推進員の育成・支援
		健康いわき21計画推進事業
		いわき市保健委員の育成・支援
		食育推進事業
		健康・栄養推進事業
		口腔・栄養ケア推進事業
		たばこ対策事業
		さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】
		②リハビリテーションの推進
	いわき市シルバーリハビリ体操事業	
	介護予防ハイリスク者把握事業	
	介護予防ケアマネジメント支援会議	
	③介護予防活動などに取り組む地域拠点の拡充	介護保険サービス（リハビリテーション、機能訓練、口腔や栄養に係る取組みの強化）
		つどいの場創出支援事業
		介護予防意識の普及・啓発
		三和ふれあい館運営事業
	④住民主体の活動に対する公的支援のあり方の整理	老人福祉センター等施設整備事業
		住民支え合い活動づくり事業 ※再掲

視点	施策の方向性	事業名
5 生きがいがいつくりと社会参加の促進	①地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供	いきいきシニアボランティアポイント事業
		公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催【教育活動推進事業】
		防犯まちづくり推進事業
		高齢者等肉用雌牛貸付事業
	②地域社会との交流の場の提供	老人クラブの育成・支援
		シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催
		世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施
		シルバーピアードの開催
		シルバーレクリエーションの推進
		地区敬老会の開催
		敬老祝金の支給
		生涯スポーツの普及事業
		つどいの場創出支援事業 ※再掲
		いわき市シルバーリハビリ体操事業 ※再掲
	住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	
三和ふれあい館運営事業 ※再掲		
老人福祉センター等施設整備事業 ※再掲		
さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】 ※再掲		
③就労機会の確保	シルバー人材センターの活動支援	
6 の確保及び業務効率化の取組みの強化	①介護の仕事の魅力向上	介護人材育成事業
		高校生就職支援事業
	②多様な人材の確保・育成	福祉介護人材定着支援事業
		資格取得の支援
	③介護サービスの質の向上	介護給付等費用適正化事業
		介護相談員派遣事業
	④生産性の向上を通じた労働負担の軽減	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援【地域医療介護総合確保基金】
		外国人介護人材の活用
	⑤外国人介護人材の活用の検討	外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討

第4章 基本理念と取組みの方向性

視点	施策の方向性	事業名
7 医療と介護の 連携強化	①在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実	いわき医療圏退院調整ルールの運用
	②関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成	在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催
	③在宅医療や介護サービスに関する普及啓発	在宅医療出前講座（共催事業）の開催 ※再掲
8 認知症対策の 推進	①多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築	認知症多職種協働研修会
	②認知症に関する正しい知識と理解の促進	認知症サポーター養成講座
	③本人とその家族への支援の充実	認知症地域支援推進員の配置
		オレンジカフェ以和貴
		認知症初期集中支援チーム
はいかい高齢者等SOSネットワーク事業 ※再掲		
徘徊高齢者家族支援サービス事業		
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 ※再掲		
④本人とその家族の視点の重視	本人ミーティング	
9 災害や感染症対策 に係る体制整備	①災害対策の充実	避難行動要支援者避難支援事業 ※再掲
		緊急通報システム事業 ※再掲
		いわき見守りあんしんネット連絡会を通じた見守り・声かけ活動 ※再掲
	②感染症対策の充実	高齢者等救急医療情報キット配布事業 ※再掲
		予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌） ※再掲
		結核予防事業 ※再掲

4 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は、高齢者が要介護状態となった場合においても、できるかぎり住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、相談やサービス利用が完結することを目指した圏域（エリア）であり、高齢者が日常生活活動を営む地域を考慮して、第4次計画策定時に設定したものです。

本市の日常生活圏域の考え方は、行政区や小学校、公民館、支所、地区保健福祉センターなどを単位としています。この圏域は、個々の地域の範囲が小さい方が、高齢者に対しきめ細かい対応を行っていくことができると考えられる反面、地域が小さくなりすぎると、各地域の状況把握やサービス基盤整備を進めていくことが困難になるということが考えられます。

以上を踏まえて、本市では日常生活圏域を、次の通り14の圏域として設定しています。

図表4-4-1 本市の日常生活圏域一覧表

日常生活圏域名		地区・町名等
第1圏域	平市街地	平、北白土、南白土、谷川瀬、鎌田、明治団地、平成、内郷小島町、小島町
第2圏域	平北部	上平窪、中平窪、下平窪、中塩、四ツ波、幕ノ内、鯨岡、大室、赤井、石森
第3圏域	平東部	中山、小泉、上高久、下高久、塩、上神谷、中神谷、下神谷、上片寄、下片寄、豊間、薄磯、沼ノ内、神谷作、上山口、下山口、山崎、菅波、荒田目、上大越、下大越、藤間、泉崎、原高野、馬目、絹谷、北神谷、水品、鶴ヶ井
第4圏域	平南部	上荒川、下荒川、吉野谷、自由ヶ丘、郷ヶ丘、中央台、若葉台
第5圏域	小名浜市街地・東部	江名、折戸、中之作、永崎、小名浜、上神白、下神白、岡小名、南富岡、大原、洋向台、湘南台
第6圏域	小名浜西部	葉山、泉町、本谷、滝尻、下川、黒須野、玉露、泉ヶ丘、泉玉露、泉もえぎ台、中部工業団地、渡辺町
第7圏域	小名浜北部	相子島、住吉、島、野田、岩出、林城、金成、玉川町、鹿島町
第8圏域	勿来中部・南部	錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町
第9圏域	勿来北部・田人	植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、山田町、金山町、中岡町、南台、田人地区全域
第10圏域	常磐・遠野	常磐地区全域（若葉台を除く）、遠野地区全域
第11圏域	内郷	内郷地区全域（内郷小島町、小島町を除く）
第12圏域	好間・三和	好間地区全域、三和地区全域
第13圏域	四倉・久之浜・大久	四倉地区全域、久之浜・大久地区全域
第14圏域	小川・川前	小川地区全域、川前地区全域

図表 4-4-2 本市の日常生活圏域

